

◎ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）抄（平成二十三年九月一日施行）
 （第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となること ができない。</p> <p>一〜七（略）</p> <p>八 事業所に使用される者であつて、その一週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）第二条に規定する通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満である同条に規定する短時間労働者に該当し、かつ、イからニまでのいずれかの要件に該当するもの</p> <p>イ 一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。</p> <p>ロ 当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれないこと。</p> <p>ハ 報酬（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四条第三項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第四十二条第一項の規定の例により算定した額が九万八千円未</p>	<p>（定義）</p> <p>第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となること ができない。</p> <p>一〜七（略）</p>

満であること。

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること。

九 | (略)

2~6 (略)

7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。

一 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）
、子、孫及び兄弟姉妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの

二~四 (略)

8~10 (略)

(定時決定)

第四十一条 保険者等は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業所において同日前三月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日（厚生労働省令で定める者にあつては、十一日。第四十三条第一項及び第四十三条の二第二項において同じ。）未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

2・3 (略)

第百五十四条 国庫は、第百五十一条及び前条に規定する費用のほか、

八 | (略)

2~6 (略)

7 この法律において「被扶養者」とは、次に掲げる者をいう。

一 被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。以下この項において同じ。）の直系尊属、配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）
、子、孫及び兄弟姉妹であつて、主としてその被保険者により生計を維持するもの

二~四 (略)

8~10 (略)

(定時決定)

第四十一条 保険者等は、被保険者が毎年七月一日現に使用される事業所において同日前三月間（その事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。）に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を決定する。

2・3 (略)

第百五十四条 国庫は、第百五十一条及び前条に規定する費用のほか、

毎年度、健康保険事業の執行に要する費用のうち、日雇特例被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。）の額並びに前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に給付費割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から当該前期高齢者交付金の額に給付費割合を乗じて得た額を控除した額）に健康保険組合（第三条第一項第九号の承認を受けた者の国民健康保険を行う国民健康保険の保険者を含む。第七十一条第二項及び第三項において同じ。）を設立する事業主以外の事業主から当該年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数を当該年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数で除して得た率を乗じて得た額に前条第一項に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

2 (略)

(国民健康保険の保険者への適用)

第七十九条 第三条第一項第九号の承認を受けた者の国民健康保険を行う国民健康保険の保険者は、健康保険組合とみなして、第七十三条から前条までの規定を適用する。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二百四条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第八十一条の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの及び前条第

毎年度、健康保険事業の執行に要する費用のうち、日雇特例被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、傷病手当金、出産手当金、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、特別療養費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（療養の給付については、一部負担金に相当する額を控除するものとする。）の額並びに前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に給付費割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から当該前期高齢者交付金の額に給付費割合を乗じて得た額を控除した額）に健康保険組合（第三条第一項第八号の承認を受けた者の国民健康保険を行う国民健康保険の保険者を含む。第七十一条第二項及び第三項において同じ。）を設立する事業主以外の事業主から当該年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数を当該年度に納付された日雇特例被保険者に関する保険料の総延べ納付日数で除して得た率を乗じて得た額に前条第一項に規定する政令で定める割合を乗じて得た額を補助する。

2 (略)

(国民健康保険の保険者への適用)

第七十九条 第三条第一項第八号の承認を受けた者の国民健康保険を行う国民健康保険の保険者は、健康保険組合とみなして、第七十三条から前条までの規定を適用する。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二百四条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務（第八十一条の三第一項の規定により協会が行うこととされたもの及び前条第

一項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第十八号から第二十号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第三条第一項第九号の規定による承認

二 二十一 (略)

2 4 (略)

一項の規定により市町村長が行うこととされたものを除く。)は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。ただし、第十八号から第二十号までに掲げる権限は、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 第三条第一項第八号の規定による承認

二 二十一 (略)

2 4 (略)

◎ 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号） 抄 （平成二十年四月一日施行）
 （第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（規約で定める事項）</p> <p>第四条 前条第一項第一号の規約の承認を受けようとするときは、当該規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の事業主（第八条、第十二条第一項第五号、第十四条、第七十七条第四項、第七十八条第一項及び第三項、第八十六条第五号、第九十条第四項及び第五項、第九十七条、第一百一十一条第一項並びに第一百七十七条第四項及び第五項を除き、以下「事業主」という。）の名称及び住所</p> <p>二〇九</p> <p>（支給要件）</p> <p>第三十六条 （略）</p> <p>2 前項に規定する規約で定める要件は、次に掲げる要件（第四十一条第二項第二号において「老齢給付金支給開始要件」という。）を満たすものでなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 政令で定める年齢以上前号の規約で定める年齢未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支</p>	<p>（規約で定める事項）</p> <p>第四条 前条第一項第一号の規約の承認を受けようとするときは、当該規約において、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）の事業主（第八条、第十二条第一項第五号、第十四条、第七十七条第四項、第七十八条第一項、第八十六条第五号、第九十条第四項及び第五項、第九十七条、第一百一十一条第一項並びに第一百七十七条第四項及び第五項を除き、以下「事業主」という。）の名称及び住所</p> <p>二〇九</p> <p>（支給要件）</p> <p>第三十六条 （略）</p> <p>2 前項に規定する規約で定める要件は、次に掲げる要件（第四十一条第二項第二号において「老齢給付金支給開始要件」という。）を満たすものでなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 政令で定める年齢以上六十歳未満の規約で定める年齢に達した日以後に実施事業所に使用されなくなったときに支給するものである</p>

給するものであること（規約において当該状態に至ったときに老齢給付金を支給する旨が定められている場合に限る。）。

3・4 (略)

(実施事業所の増減)

第七十八条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により実施事業所が減少する場合（実施事業所の事業主が、分割又は事業の譲渡により他の実施事業所の事業主以外の事業主¹にその事業の全部又は一部を承継させる場合その他の実施事業所の減少に相当するものとして厚生労働省令で定める事由が生じた場合を含む。）において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該減少に係る実施事業所の事業主は、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

4 (略)

こと（規約において当該状態に至ったときに老齢給付金を支給する旨が定められている場合に限る。）。

3・4 (略)

(実施事業所の増減)

第七十八条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により実施事業所が減少する場合において、当該減少に伴い他の実施事業所の事業主の掛金が増加することとなるときは、第五十五条第一項の規定にかかわらず、当該減少に係る実施事業所の事業主は、当該増加する額に相当する額として厚生労働省令で定める計算方法のうち規約で定めるものにより算定した額を、掛金として一括して拠出しなければならない。

4 (略)

◎ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）抄（平成二十年四月一日施行）
 （第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（規約の承認） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>八の二 第二十六条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定により運用の方法を除外する場合にあつては、当該除外に係る手続に<u>関する事項</u></p> <p>九〇十二（略）</p> <p>（拠出限度額）</p> <p>第二十条 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額は、拠出限度額（一月につき拠出することができる事業主掛金の額の上限として、企業型年金加入者の厚生年金基金の加入員の資格の有無、厚生年金保険法第百三十二条第三項に規定する相当する水準等を勘案して政令で定める額をいう。）を超えてはならない。</p> <p>（事業主の責務）</p>	<p>（規約の承認） 第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九〇十二（略）</p> <p>（拠出限度額）</p> <p>第二十条 各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額は、拠出限度額（一月につき拠出することができる事業主掛金の額の上限として、企業型年金加入者の厚生年金基金の加入員の資格の有無等を勘案して政令で定める額をいう。）を超えてはならない。</p> <p>（事業主の責務）</p>

第二十二條 (略)

2| 事業主は、前項の措置を講ずるに当たっては、継続的に実施するとともに、企業型年金加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、かつ、これを第二十五条第一項の運用の指図に有効に活用することができるよう配慮するものとする。

(運用の方法の除外に係る同意)

第二十六条 企業型運用関連運営管理機関等は、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、当該除外しようとする運用の方法を選択して前条第一項の運用の指図を行っている企業型年金加入者等の同意を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 企業型年金規約で定めるところに従って、実施事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意が得られたとき。

二 当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたとき。

三 その他厚生労働省令で定める場合

第二十二條 (略)

(運用の方法の除外に係る同意)

第二十六条 企業型運用関連運営管理機関等は、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、当該除外しようとする運用の方法を選択して前条第一項の運用の指図を行っている企業型年金加入者等の同意を得なければならない。ただし、当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他厚生労働省令で定める事由により当該運用の方法を除外しようとするときは、この限りでない。

◎ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）抄（平成二十一年四月一日施行）
 （第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 個人型年金</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 企業型年金に係る規定の準用（第七十三条・第七十三条の二）</p> <p>第六節（略）</p> <p>第四章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（規約の承認）</p> <p>第三条 厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとするときは、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等（企業型年金に係る規約において第三項第六号の二に掲げる事項を定める場合にあつては、六十歳に達した日の前日において被用者年金被保険者等であつた者で六十歳に達した日以後引き続き前条第六項各号に掲げる者であるものうち政令で定める者を含む。以下この項において同じ。）の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 個人型年金</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 企業型年金に係る規定の準用（第七十三条）</p> <p>第六節（略）</p> <p>第四章～第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（規約の承認）</p> <p>第三条 厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとするときは、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p>

組織する労働組合がないときは当該被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得て、企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

2 (略)

3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 五 (略)

六 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等(次号に掲げる事項を定める場合にあつては、第九条第一項ただし書の規定により企業型年金加入者となる者を含む。同項を除き、以下同じ。)が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格に関する事項

六の二 六十歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定める場合にあつては、当該年齢に関する事項

七 十二 (略)

(承認の基準等)

第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 二 (略)

二の二 六十歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めた場合にあつては、当該年齢は、六十五歳以下の年齢であること。

三 八 (略)

2 (略)

3 企業型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 五 (略)

六 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等が企業型年金加入者となることについて一定の資格を定める場合にあつては、当該資格に関する事項

七 十二 (略)

(承認の基準等)

第四条 厚生労働大臣は、前条第一項の承認の申請があつた場合において、当該申請に係る規約が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の承認をするものとする。

一 二 (略)

三 八 (略)

2・3 (略)

(企業型年金加入者)

第九条 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等は、企業型年金加入者とする。ただし、企業型年金規約で六十歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することを定めたときは、六十歳に達した日の前日において被用者年金被保険者等であった者で六十歳に達した日以後引き続き第二条第六項各号に掲げる者であるものうち六十歳に達した日の前日において当該企業型年金の企業型年金加入者であった者その他政令で定める者についても企業型年金加入者とする。

2 (略)

(資格喪失の時期)

第十一条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日にさらに前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第六号に該当するに至ったときは、当該至った日）に、企業型年金加入者の資格を喪失する。

一 五 (略)

六 六十歳（企業型年金規約において六十歳以上の一定の年齢に達したときに企業型年金加入者の資格を喪失することが定められているときは、当該年齢）に達したとき。

(企業型年金運用指図者)

第十五条 次に掲げる者は、企業型年金運用指図者とする。

一 企業型年金規約において六十歳以上の一定の年齢に達したときに

2・3 (略)

(企業型年金加入者)

第九条 実施事業所に使用される被用者年金被保険者等は、企業型年金加入者とする。

2 (略)

(資格喪失の時期)

第十一条 企業型年金加入者は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（その事実があった日にさらに前条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は第六号に該当するに至ったときは、当該至った日）に、企業型年金加入者の資格を喪失する。

一 五 (略)

六 六十歳に達したとき。

(企業型年金運用指図者)

第十五条 次に掲げる者は、企業型年金運用指図者とする。

企業型年金加入者の資格を喪失することが定められている企業型年金の六十歳以上の企業型年金加入者であつて、第十一条第二号に該当するに至つたことにより企業型年金加入者の資格を喪失したもの（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）

二 第十一条第六号に該当するに至つたことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）

三 企業型年金の企業型年金加入者であつた者であつて当該企業型年金の年金たる障害給付金の受給権を有するもの

2 4 (略)

(他の制度の資産の移換)

第五十四条 (略)

2 前項の規定により資産管理機関が資産の移換を受けたときは、各企業型年金加入者が当該実施事業所の事業主に使用された期間（当該企業型年金加入者が六十歳に達した日の前日が属する月以前の期間に限る。）その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者に係る第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

(脱退一時金相当額等の移換)

第五十四条の二 (略)

2 前項の規定により資産管理機関が脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、各企業型年金加入者等が当該厚生年金基金の設立事業所又は当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間（当該企業型年金加入者が六十歳に達した日の前日が属する月以前の期間

一 第十一条第六号に該当するに至つたことにより企業型年金加入者の資格を喪失した者（当該企業型年金に個人別管理資産がある者に限る。）

二 企業型年金の企業型年金加入者であつた者であつて当該企業型年金の年金たる障害給付金の受給権を有するもの

2 4 (略)

(他の制度の資産の移換)

第五十四条 (略)

2 前項の規定により資産管理機関が資産の移換を受けたときは、各企業型年金加入者が当該実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者に係る第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

(脱退一時金相当額等の移換)

第五十四条の二 (略)

2 前項の規定により資産管理機関が脱退一時金相当額等の移換を受けたときは、各企業型年金加入者等が当該厚生年金基金の設立事業所又は当該確定給付企業年金の実施事業所の事業主に使用された期間その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入

に限る。)その他これに準ずる期間のうち政令で定めるものは、当該企業型年金加入者等に係る第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

(規約の承認)

第五十五条 (略)

2 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 五 (略)

六 個人型年金の給付(第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された者(当該移換された日以後に企業型年金加入者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者の資格を取得した者を除く。第七十三条の二において「連合会移換者」という。)に係る給付を含む。次条第一項第四号において同じ。)の額及びその支給の方法に関する事項

七・八 (略)

第七十三条の二 連合会移換者については、個人型年金加入者であった者とみなして、前条(個人型年金の給付に係る部分に限る。)の規定を適用する。この場合において、同条中「同章第五節の規定」とあるのは、「同章第五節の規定(第三十三条の規定及び障害給付金に係る規定を除く。)」とする。

附則

第三条 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者又は継続個人型年

者等に係る第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入するものとする。

(規約の承認)

第五十五条 (略)

2 個人型年金に係る規約においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 五 (略)

六 個人型年金の給付の額及びその支給の方法に関する事項

七・八 (略)

附則

第三条 当分の間、次の各号のいずれにも該当する者は、個人型年金運

金運用指図者（企業型年金加入者の資格を喪失した後、企業型年金運用指図者又は個人型年金加入者の資格を取得することなく第六十四条第二項の申出をし（第八十三条第一項の規定により個人別管理資産が連合会に移換された後に当該申出をした場合を含む。）、かつ、継続して個人型年金運用指図者である者（当該申出をしたときから継続して第六十二条第一項各号に掲げる者に該当している者に限る。）であつて、当該申出をした日から起算して二年を経過したものをいう。第六号において同じ。）であつて、第四号から第七号までのいずれにも該当するものは、個人型年金運用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

一〇五（略）

六 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日（継続個人型年金運用指図者にあつては、継続個人型年金運用指図者となつた日）から起算して二年を経過していないこと。

七（略）

二〇五（略）

用指図者にあつては個人型記録関連運営管理機関に、個人型年金運用指図者以外の者にあつては連合会に、それぞれ脱退一時金の支給を請求することができる。

一〇五（略）

六 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から起算して二年を経過していないこと。

七（略）

二〇五（略）